

平成28年3月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(ワ)第6822号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年3月23日

判 決

原 告 [redacted]
同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗
同 浅井淳子

被 告 [redacted] A
(以下「被告A」という。)
同訴訟代理人弁護士 億智栄

被 告 [redacted] B
(以下「被告B」という。)
同訴訟代理人弁護士 荒木樹

亡 [redacted] C1 訴訟承継人

被 告 [redacted] C2
[redacted]

亡 [redacted] C1 訴訟承継人

被 告 [redacted] C3
[redacted]

亡 [redacted] C1 訴訟承継人

被 告 [redacted] C4
[redacted]

亡 C1 訴訟承継人

被 告

C5

上記 4 名

相続財産管理人

C2

上記被告 4 名ら

訴訟代理人弁護士

大 木

卓

同

大 島

義

則

被 告

D

(以下「被告 D」という。)

同訴訟代理人弁護士

大 野

薰

被 告

E

(以下「被告 E」という。)

同訴訟代理人弁護士

廣 石

和

也

被 告

F

(以下「被告 F」という。)

住居所不明

(最後の住所 :)

被 告

G

(以下「被告 G」という。)

主 文

- 1 被告 A は、原告に対し、550円及びこれに対する平成26年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告 B は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成26年5月1

0日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 被告 C2 は、原告に対し、12万3750円及びこれに対する平成26年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を、被告 C2 □が、亡 C1 から相続した財産の存する限度において、支払え。
- 4 被告 C3 は、原告に対し、12万3750円及びこれに対する平成26年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を、被告 C3 □が、亡 C1 から相続した財産の存する限度において、支払え。
- 5 被告 C4 は、原告に対し、12万3750円及びこれに対する平成26年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を、被告 C4 □が、亡 C1 から相続した財産の存する限度において、支払え。
- 6 被告 C5 は、原告に対し、12万3750円及びこれに対する平成26年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を、被告 C5 □が、亡 C1 から相続した財産の存する限度において、支払え。
- 7 被告 D は、原告に対し、8万6853円及びこれに対する平成26年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 8 被告 F は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成26年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 9 被告 G は、原告に対し、100万1000円及びこれに対する平成26年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 原告のその他の請求をいずれも棄却する。
- 11 訴訟費用は、原告に生じた費用の7分の1と被告 A の間に生じた費用はこれを2分し、うち1を被告 A の負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の7分の1と被告 B の間に生じた費用はこれを10分し、うち3を被告 B の負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の28分の1と被告 C2 に生じた費用はこれを10分し、

うち3を被告C2の負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の28分の1と被告C3に生じた費用はこれを10分し、うち3を被告C3の負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の28分の1と被告C4に生じた費用はこれを10分し、うち3を被告C4の負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の28分の1と被告C5に生じた費用はこれを10分し、うち3を被告C5の負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の7分の1と被告Dの間に生じた費用はこれを10分し、うち3を被告Dの負担とし、その余は原告の負担とし、原告に生じた費用の7分の1と被告Eの間に生じた費用はこれを原告の負担とし、原告に生じた費用の7分の1と被告Fの間に生じた費用はこれを被告Fの負担とし、原告に生じた費用の7分の1と被告Gの間に生じた費用はこれを被告Gの負担とする。

12 この判決は、第1項ないし第9項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 被告A、被告B、被告D、被告E、被告F及び被告Gは、原告に対し、連帶して、677万4196円及びこれに対する各訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

なお、被告Aに対する訴状の送達は平成26年4月23日に、被告Bに対する訴状の送達は平成26年5月9日に、被告Dに対する訴状の送達は平成26年4月23日に、被告Eに対する訴状の送達は平成26年4月23日に、被告Fに対する訴状の送達は平成26年4月22日に、被告Gに対する訴状の送達は公示送達の方法により平成26年7月10日に、それぞれ行われている。

2 被告C2、被告C3、被告C4及び被告C5は、原告に

対し、それぞれ169万3549円及びこれに対する平成26年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を、被告C2、被告C3、被告C4及び被告C5が亡C1から相続した財産の存する限度において、支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、訴外氏名不詳者から、ロト6の当選番号情報を教えるなどとして欺罔され、その結果として被告ら名義の銀行口座に合計620万1000円を振り込んだことについて（以下「本件詐欺」という。），被告らが本件詐欺に用いられた銀行口座を提供したことが、故意又は過失による帮助行為に該当するので、被告らによる共同不法行為が成立すると主張して、前記振込額から原告が被害回復を受けた3万6804円を控除した金額に弁護士費用相当損害金を加えた677万4196円についての損害賠償及びこれに対する民法所定の遅延損害金を請求した事案である。

なお、当初被告とされていたC1（以下「亡C1」という。）は、平成27年1月25日に死亡した。C1の相続人は、被告C2、被告C3、C4、被告C5及び被告C6であり（以下「被告C2ら」という。），被告C2らについて、平成28年1月28日、亡C1する相続の限定承認の申述が家庭裁判所に受理され、同日、被告C2が相続財産管理人に選任された。

第3 前提事実（末尾掲記の証拠等によるもの以外は争いがない）

- 原告は、平成25年1月23日、「株式会社アマン」を名乗る訴外氏名不詳者（以下「訴外アマン」という。）からロト6の当選番号についての無料情報を記したとする電子メールを受信した（甲1の1）。原告は、同月25日、訴外アマンより、50万円を亡C1名義の銀行口座に、100万円を被告B名義の銀行口座に振り込むことを求める内容の電子メールを受信した（甲1の2）。原告は、同月30日、訴外アマンより、ロト6の当選番号についての無

料情報を記したとする電子メールを受信した（甲1の3）。

2 原告は、以下の振込みを行った（以下まとめて「本件各振込み」という。甲2の各証、乙へ1）。なお、日付は全て平成25年であり、以下、掲示した預貯金口座について、名義に応じて、例えば、被告[A]名義の預金口座を「被告[A]口座」と略称し（ただし、亡[C1]については「亡[C1]口座」と、△△△[]名義のゆうちょ銀行の口座については、開設者が被告[E]であることから、「被告[E]口座」とそれぞれ略称する。），本件各振込みに使用された預貯金口座をまとめて「被告ら口座」と略称することがある。

(1) 1月15日

被告[A]名義の三菱東京UFJ銀行[]支店の普通預金口座（口座番号000012[]）に1000円

(2) 1月22日

訴外[H]名義の三井住友銀行[]支店の普通預金口座（口座番号000111[]）に10万円

(3) 1月25日

被告[B]名義の大和ネクスト銀行[]支店の普通預金口座（口座番号13134[]）に100万円

(4) 1月25日

亡[C1]名義の大和ネクスト銀行[]支店の普通預金口座（口座番号133[]）に50万円

(5) 2月1日

前記(4)記載の亡[C1]口座に100万円

(6) 2月6日

被告[D]名義の大和ネクスト銀行[]支店の普通預金口座（口座番号138[]）に30万円

(7) 2月13日

△△△ [名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座（口座番号 012 [])]

[] なお、これは被告 E の開設に係るものである。) に 54 万円

(8) 2月13日

被告 F [名義のソニー銀行 [] 普通預金口座（口座番号 581 [])] に 50 万円

(9) 2月22日

被告 G [名義の大和ネクスト銀行 [] 支店の普通預金口座（口座番号 138 [])] に 91 万円

(10) 3月7日

訴外 I [名義のじぶん銀行 [] 支店の普通預金口座（口座番号 300 [])] に 50 万円

(11) 3月7日

訴外 J [名義の東京スター銀行 [] 支店の普通預金口座（口座番号 634 [])] に 85 万円

3 被告 A 口座、被告 B 口座、亡 C1 口座、被告 D 口座、被告 G 口座、被告 F 口座及び被告 E 口座については、いずれもこれらの口座の名義人の自動車運転免許証や住民基本台帳カードの写しが金融機関に示されて開設された（甲 9 の各証、甲 11、甲 12、甲 13、乙イ 2）。

4 預金保険機構は、被告 A [名義の 22 の口座、被告 B [名義の 39 の口座、亡 C1 [名義の 13 の口座、被告 D [名義の 12 の口座、被告 F [名義の 43 の口座及び被告 G [名義の 10 の口座について、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく公告を行った（甲 18 の各証）。

5 亡 C1 [は、平成 27 年 1 月 25 日に死亡した。亡 C1 [の相続人である、被告 C2 [、被告 C3 [、被告 C4 [及び被告 C5 [は、[家庭裁判所に対し、相続の限定承認の申述を申し立て、その申述は平成 28 年 1 月 18

日に受理され、[]家庭裁判所は、同日、亡[C1]の相続財産管理人として、被告[C2]を選任した（乙ニ10、乙ニ11の各証）。

第4 争点及びこれに関する当事者の主張

1 被告らの原告に対する故意又は過失による帮助の成否

(原告の主張)

(1) 被告らに共通する主張

ア 本件詐欺

原告は、訴外アマンより、ロト6の当選番号情報を教えるとの記載のある広告メールを受信し、興味を持って同メールに記載されていたURLにアクセスし、無料情報が得られるという会員登録をし、被告[A]口座に会員費1000円を送金した。その後、訴外アマンの従業員を名乗る者から原告は電話を受け、電話での面接に合格すれば、より確率の高い情報が得られるが、その場合には、夢ロトくんというロト6の当選番号を決める機械の操作を行っている九十九グループに情報料として当選金額の3割を収めないといけないので、有料ということになると伝えられ、その後行われた面接に通過したとされて、情報料の振込みを求められた。訴外アマンの従業員から「原告さんが46口も同じ数字を購入したので、不審に思った売り場の担当者から連絡があったため、今回はわざと違う番号を当選させた」「システムエラーがあった」「会員が不正行為を行った」「次回こそは本当に当選する番号を教える」などと言われたため、原告は、消費者金融から借り入れてまで、本件各振込みを行ったが、一度もロト6に当選することはなかった。これは訴外アマンらによる原告に対する詐欺行為となり違法行為である。

イ 本件詐欺による損害の発生

(ア) 未返還金員相当損害金

原告は、本件詐欺により、本件各振込みを行い、その合計額は620

万1000円であるところ、うち3万6804円は被害回復分配金として受け取ったので、その額を控除した616万4196円が未返還金員相当損害金となる。

(イ) 弁護士費用相当損害金

本件のような詐欺商法についての紛争は、一般消費者である原告ではその種商法を業とする被告らに対して適切な損害賠償請求をすることができず、その権利救済のため弁護士に委任することが必要であり、損害額の1割相当は相当因果関係のある弁護士費用相当損害金となる。

ウ 民法の定める不法行為制度は、被害者の損害の填補を目的としており、故意と過失を区別しておらず、直接の違法行為者のみならず教唆者や帮助者についても直接の違法行為者と連帶で責任を負うこととされている。したがって、故意による帮助者は当然として、過失による帮助者であっても、直接の違法行為者と連帶して、直接の違法行為と相当因果関係のある全損害について責任を負う。

被告らは、自ら又は第三者をして銀行口座を開設し、その上で通帳あるいは通帳に代わる口座情報やキャッシュカード等を第三者に交付したと考えられるところ、自己名義の銀行口座に係る通帳又は通帳等を第三者に提供する行為は社会的相当性を逸脱する違法な行為であり、銀行口座が不正に利用される可能性が極めて高いことは公知の事実であることに鑑みれば、その銀行口座が振り込め詐欺等の違法行為に使用された場合には、振り込め詐欺等の帮助を構成し、被告らは、このことについて認識していたか、認識し得べきであったのであるから、故意又は少なくとも過失がある。

また、仮に、被告らが通帳等を自ら第三者に交付したものではなく、自動車運転免許証、住民基本台帳カード等の本人確認書類あるいはその写し

(以下「本人確認書類等」という。)を第三者に交付した場合であっても、本人確認書類等は、具体的な使用目的のない場合でなければ他人に交付する必要はなく、また、これをもって銀行口座の開設をはじめとする各種契約の申込等が可能となるものであり、これをみだりに他人に交付すれば、違法、不当な目的にこれが使用される可能性が極めて高いことに鑑みれば、当該交付行為は社会的相当性を逸脱する違法な行為であり、少なくとも過失による帮助を構成する。

(2) 被告[A]、被告[C2]ら及び被告[D]に共通する主張

被告[A]、亡[C1]及び被告[D](以下「被告[A]ら3名」という。)は、転送の内職をしていただけであり、銀行口座開設の事実を知らなかつたなどと主張するが、新規で銀行口座を開設した場合には、そのキャッシュカードは本人限定受取郵便あるいは簡易書留で送付され、その封筒には、「親展」及び簡易書留の場合には「転送不要」との記載がなされているものであるところ、本人限定受取郵便は、受領の際、身分証明書等の本人確認資料を示した上で受領するものであるから、それが極めて重要な書類であることは一目瞭然である。また、「親展」「転送不要」との記載があれば、通常人であれば、それが極めて重要な書類であり、差出人が名宛人本人以外の受領を許さない趣旨で送付したものであることは、封筒を見ただけで明確に認識できる。さらに、封筒の上から触れば、封筒の中にキャッシュカード状の固いものが入っていることをうかがい知ることができる。そして、銀行から自己を名宛人として「親展」「転送不要」と記載された封書が届けば、自己名義の預金口座のキャッシュカードあるいはそれに類する重要な書類が入っていることを認識することができる。

そうすると、被告[A]ら3名には、銀行からキャッシュカードの入った簡易書留あるいは本人限定受取郵便を受領した際、これが自己名義のキャッシュカードであることを認識することが可能であり、当該郵便物を第三者に郵

送すべきでなかったのであるから、被告[A]らには、結果予見義務違反及び結果回避義務違反があったというべきであり、被告[A]ら3名には、少なくとも過失に基づく帮助が認められる。

(3) 被告[A]について

被告[A]は、本件詐欺に用いられた三菱東京UFJ銀行以外にも5行の銀行口座に関する転送行為を行っており、これらについての「親展」「転送不要」といった記載のある簡易書留や本人限定受取郵便が送付されていたのであるから、それらに重要な書類が入っていることを認識できた。よって、被告[A]は、第三者に交付すれば交付相手が預貯金口座等を交付者になりすまして用いる可能性のあることを認識し得たものであり、被告[A]には過失がある。

(4) 被告[B]について

大和ネクスト銀行の被告[B]名義の口座の預金口座開設申込書には被告[B]の住所地が記載されており、被告[B]の住民基本台帳カードの写しが提出されていることからすれば、被告[B]が自ら被告[B]口座を開設したことが認められる。仮に、被告[B]ではなく、第三者が被告[B]の住民基本台帳カードの写しを利用して被告[B]名義の口座を開設したものであるとしても、被告[B]の住民基本台帳カードの写しが口座開設に用いられており、被告[B]が住民基本台帳カードあるいはその写しを他人に交付したことは明らかであるので、被告[B]は、いずれにしても本件詐欺を直接行った者らの実行行為を容易にしたというべきであるから、帮助となる。

被告[B]は、通帳を1冊当たり5000円～8000円で松橋と名乗る男(以下「訴外松橋①」という。なお、以下にも松橋と名乗る人物が登場するが、同一人物かわからないため、番号を付している。)に提供していたというのであり、違法な目的があることを認識した上で、通帳やキャッシュカード等を提供していたものである。

また、被告Bは、「キャッシュカードが入っているのではないかと思われるような簡易書留」が自己に届くようになり、これについて「主に、実際には店舗が無いインターネットバンクからの郵便物でしたから、うすうす、松橋達が勝手に偽造した障害者手帳を使って口座を作っているのかもしれないとは思っていましたが、松橋に言われるままに届いた郵便物を機械的に転送するということを繰り返していました」と捜査機関に対し供述している。この供述によれば、被告Bは、取引カードが被告Bの住所地に簡易書留で郵送されてきていたこと、転送先の人物が名義人になりますとして預貯金口座等を用いる可能性のあることをそれぞれ認識し得たのであるから、過失がある。

(5) 被告C2らについて

亡C1は、転送の内職について、商品の案内書やパンフレット類を転送するだけのものであったと認識していると主張するが、そのようなものは、必要とする者が自ら請求すればいいのであるから、その主張には合理性がない。あえて「親展」「転送不要」との記載がある簡易書留やより厳格な本人限定受取郵便で送付されるものを第三者に転送していたというのは不合理であり、第三者が不法な目的でこれを自己に依頼しているのではないかとの認識可能性が十分にある。亡C1名義で開設された口座の中には、開設までに合計6回以上にわたり書留が届くものもあり、そこに重要書類が入っていることは十分に認識することができたものであり、これを第三者に交付すれば、その者が預貯金口座等を名義人になりますとして用いる可能性があることを認識し得たのであるから、亡C1には過失がある。

(6) 被告Dについて

被告Dは、本件詐欺に用いられた大和ネクスト銀行以外にも楽天銀行、東京スター銀行、住信SBIネット銀行等6行の銀行口座に関する転送行為を行っており、これらについての「親展」「転送不要」といった記載のある

簡易書留や本人限定受取郵便が送付されているのであるから、それらの重要な書類が入っていることを認識できた。したがって、被告[D]は、これらを第三者に交付すれば、同人が預貯金口座等を名義人になりすまして用いる可能性のあることを認識し得たのであるから、被告[D]には過失がある。

(7) 被告[E]について

被告[E]は、東日本大震災で被災したペットの救済のための団体として□△△△を立ち上げたと主張するが、△△△の活動実態は何ら立証されておらず、その主張自体が信用できない。

また、仮に被告[E]の主張するような経緯があったとしても、被告[E]は、自ら法人格なき社団を設立し、その活動実態のないまま、自らを代表者とする同社団名義の通帳を作成し、これを第三者に交付したというのであるから、交付相手が預貯金口座等を交付者になりすまして用いる可能性があることを認識し得たものであり、過失がある。

(8) 被告[F]について

被告[F]は、いわゆるヤミ金融業者に銀行口座を貸したというのであるから、交付相手が預貯金口座等を交付者になりすまして用いる可能性があることを認識し得たものであり、過失がある。

(9) 被告[G]について

被告[G]は、平成25年1月21日、自己の自動車運転免許証を用いて口座開設手続を行った。また、銀行口座の開設に際しては、通帳あるいは通帳に代わる口座情報を記載したカード及びキャッシュカード等は簡易書留あるいは本人限定受取郵便で住所地に届けられるので、当該住所地に居住していた被告[G]がこれを認識しないということはあり得ない。そうすると、被告[G]の口座が現実に本件詐欺に用いられている以上、特段の反論・反証がない限り、第三者が同人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受ける目的を有していることを認識していたというべきである。

(被告 A の主張)

(1) 被告 A は、本件詐欺に用いられた被告 A 口座を開設したことではなく、口座開設のために住所等の必要事項を記入したり、押印したこともない。被告 A 口座が開設されている東京三菱UFJ銀行 □ 支店によれば、被告 A □ 口座は郵便による申込書の送付により開設されたものであるが、平成24年11月13日付けのスーパー普通預金申込書の筆跡は被告 A のものではなく、印鑑も三文判である。また、同申込書で、被告 A の「お勤め先」と記載されている □ には、被告 A は登録したことはない。さらに、被告 A は自宅にパソコンを所持しておらず、インターネットアドレスも有していないし、インターネットがどのようなものかも知らない。

(2) 平成24年、被告 A 宅に簡単な内職を案内するチラシが投函されていたので、被告 A が、同チラシに掲載された電話番号に連絡をしたところ、郵便物を受け取り、指定された住所に送る仕事であり、内職をするために必要であると説明されたため、自動車運転免許証のコピーを郵送した。被告 A 口座は、その自動車運転免許証のコピーを利用して開設されたものと考えられる。また、被告 A の知らぬ間に開設された口座のキャッシュカードが本人限定受取の書留により送付されたとしても、被告 A は内職としてこれを受領し、指定された住所に郵送していたものと考えられるところであり、被告 A には、被告 A 口座を開設したとの認識すらない。

本人確認や年齢確認のために、それを公的に証明する書類の写しを郵送すること自体はよくあることであり、受け取った郵便物を他所に送る行為についても被告 A はこれを内職であると信じていたことから、疑問を持たなかつたものである。

(3) また、被告 A には、三菱東京UFJ銀行に預金口座を開設する意思はなく、預金契約の意思表示が存在しないので、そもそも、預金契約が成立して

いないから、被告[A]口座は、被告[A]の口座ではなく、被告[A]は同口座について責任を負わない。

(被告[B]の主張)

(1) 被告[B]は、平成25年1月頃にインターネットで副業を募集しているサイトにおいて、訴外松橋①と知り合い、電話で話をしたところ、税金対策の利用者のために被告[B]名義の通帳を買い取りたいと持ちかけられた。被告[B]は、振り込め詐欺に利用されるのではないかと不信に思い、訴外松橋①に確認したところ、「詐欺のようなものは一切ない。もし、そのようなことに使ったら、すぐに凍結されてしまうから、使えない」と言わされたので、その言葉を信じ、当時統合失調症で生活保護を受給していたことから、小遣い稼ぎにいいと思い、訴外松橋の話を引き受けた。その際、被告[B]は、訴外松橋に「身分確認に必要だから」と言わされたため、自分の障害者手帳の写しを、訴外松橋①が指定した東京都内の住所に送付した。また、被告[B]は、訴外松橋①から、被告[B]宛の書類が届いたら、そのまま訴外松橋に郵送するようにとの指示を受けていたので、被告[B]の知らない差出人からの郵便物は開封せずに訴外松橋に郵送していた。

(2) 被告[B]は、訴外松橋①からの指示を受け、[]市内及びその周辺の金融機関で、被告[B]名義の口座を開設し、訴外松橋①が指定した本州内の住所に送付し、通帳1冊当たり5000円から8000円の報酬を受け取っていたが、本件の被告[B]口座である大和ネクスト銀行の口座を開設したことはない。

なお、被告[B]は、訴外松橋①が準備して偽造した障害者手帳を使って携帯電話を騙し取ろうとしたところ、詐欺未遂の現行犯として逮捕され、その後、通帳の詐欺でも立件され、平成26年4月23日、[]裁判所において、[]の有罪判決を受けたが、その捜査中に、余罪として大和ネクスト銀行の口座に関して取り調べを受けたことはない。

(3) 原告が引用する、被告[B]の捜査機関に対する供述は、平成25年夏以降のことであり、本件で問題となっている平成24年11月20日に口座開設申込みがなされた口座のことではない。

(4) 本件は、訴外松橋①が、被告[B]の氏名・住所を勝手に使用して、大和ネクスト銀行の口座を開設したものと考えられ、被告[B]に責任はない。

(被告[C2]らの主張)

(1) 亡[C1]には、帮助行為は存在せず、故意も過失もなく、亡[C1]の行為と原告の主張する損害の間の因果関係もない。

(2) 本件に関する事実経緯は次のようなものである。

ア 平成24年10月頃、亡[C1]は、内職募集の葉書を見て、それに応募するために担当者の松橋と名乗る者（以下「訴外松橋②」という。）に連絡を取ったところ、訴外松橋②から、内職の応募には、本人確認のための書類の提出が必要であり、自動車運転免許証か住民基本台帳カードの写しを提出しなければならないこと、作業内容は封筒の宛名書きの仕事であること、報酬は内容に応じて1000円～3000円であることを伝えられた。宛名書きの具体的な内容は、亡[C1]宛にダイエーなどから送付されてきた郵便物の封を切らずに、そのまま封筒に宛名を書いて、訴外松橋②宛に送付することであり、封を切った場合には、報酬が減額されるとのことであった。

イ 亡[C1]は、訴外松橋②に内職応募のための本人確認書類として、自動車運転免許証の写しを送付した。

ウ 亡[C1]は、ジャパンネット銀行、大和ネクスト銀行（封筒は大和証券）、住信SBIネット銀行、東京スター銀行から封書が届いたので、これらを複数回に分け、封筒に入れ、訴外松橋②の宛名を書いて送付したが、亡[C1]は、こうした自分宛の封書は企業から送られてくる商品の案内書やパンフレットの類であると認識していた。亡[C1]は、この内職により

総額2万円程度を得た。

エ その後、あおぞら銀行やイオン銀行からの封書が届いた際に、亡[C1]は、封書の中にカードらしい固いものが入っていたため、中身を確認したところ、自己名義のキャッシュカードが入っていることに気付いた。亡[C1]□は、自身で銀行口座を開設した覚えが全くなかったため、平成24年12月中に各銀行に連絡をして、事情を話して口座を解約した。本件で用いられた大和ネクスト銀行については、大和証券の封筒に入って書類が届いたため、銀行からの書類ではないと思ったので口座解約の手続を行うことができなかった。

オ 亡[C1]は、口座を解約した旨を訴外松橋②に電話で話し、内職代を全額返還すると申し出たが、当初訴外松橋②は、後で振込先口座を教えると言っていたものの、後から返還は不要であると述べた。

カ 平成25年1月10日、亡[C1]は、□警察署に出向き、全ての事情を話し、大和証券の封筒が届いたことも説明した。

(3) 以上のように、亡[C1]は、亡[C1]口座を自ら開設したことではなく、亡[C1]口座が開設されたことについての認識すらなかった。亡[C1]口座の開設手続には、本人確認資料として住民票又は住民基本台帳カードの写しを提出すればよく、取引カードを簡易書留郵便で受領すれば足りるので、前記の事情からすれば、亡[C1]の知らないうちに、口座開設手続がなされていても不自然、不合理ではない。

(4) 内職を始めるにあたって、本人確認書類として自動車運転免許証の写しを送付したことは、社会的相当性を逸脱したものではなく、不法行為に該当しない。面接不要の内職は多数存在しており、亡[C1]が訴外松橋②に自動車運転免許証の写しを送付したのは、就職活動の際に本人確認書類を送る行為と異なるところはないことに照らすと、これが犯罪に利用されることは予見できなかつたというべきであり、一般的に就職活動の際に自動車運転免許証等

の本人確認書類の写しが交付されていることに照らすと、亡[C1]に運転免許書の写しの郵送を取りやめて結果を回避すべき義務があったともいえない。亡[C1]には、本件詐欺に加担しているとの認識はなく、故意は存在せず、過失も存在しない。

(5) 郵便物の転送行為も、これにより不正な銀行口座開設に加担していると認識することはほぼ不可能であるから、これが社会的相当性を逸脱した帮助行為となるものではない。亡[C1]は、郵便物の開封を禁じられていたのであり、外から触れるだけで中にキャッシュカードが入っていると認識することは一般人には不可能である。また、亡[C1]は、自分宛に送られてきた銀行からの封書を訴外松橋②に送付していたが、銀行等の多数の企業がダイレクトメールその他の様々な形で書類等を送ってくることが一般的にある中で、それらの書類を広く必要としている被告松橋②らが、それを集めるために亡[C1]に内職をさせていると亡[C1]が考えたとしても何ら不自然ではない。したがって、亡[C1]には予見可能性がなかった。

(6) 亡[C1]の報酬が不自然に高かったということもできない上、亡[C1]は、キャッシュカードの存在に気付いた時点で、各口座の解約手続を行い、内職代の返還を申し出て、警察にも情報提供したものである。そもそも、自動車運転免許証のコピー1枚で直接本人確認もせずに銀行口座を開設できるという昨今のインターネット銀行等に特有の銀行取引の申込方法が存在していることを亡[C1]は本件訴訟まで知らなかつたし、亡[C1]と同年代、同様の社会的立場の通常一般人においても同様である。亡[C1]は農業を営んでおり、引きこもりをしていた経験があり、抑うつ症にかかっており、このような亡[C1]が、本件詐欺に関与していることを見抜けるものではなく、その点からも、亡[C1]には予見可能性はない。

以上から、亡[C1]には本件詐欺の帮助について過失は存在しない。

(被告[D]の主張)

(1) 被告[D]は、被告[D]口座を開設したことはない。被告[D]が認識している事実の経緯は次のようなものである。

平成24年秋頃、被告[D]のところに、簡単な内職の勧誘についての葉書が送付されてきた。被告[D]がその葉書の連絡先に架電すると、男性が出て、送られてきた郵便物を指定する場所に転送してもらえば、1度に送られてくる郵便物毎に5000円の報酬を支払うと言われ、その内職を引き受け、自分の自動車運転免許証の写しを郵送した。被告[D]は、自分宛の郵便物が届くと、男性に電話をして転送の要否と転送先を確認し、転送していた。転送すると1件5000円前後の報酬が支払われていたが、そのうちに転送しても報酬が支払われなくなったので、被告[D]は郵便物の転送を止めた。

(2) 以上のように被告[D]は、郵便物の転送をしていただけであり、被告[D]は、本件詐欺に用いられた被告[D]口座を開設したものではない。原告は、自動車運転免許証の写しを交付したことが社会的相当性を逸脱する違法な行為であると主張するが、就職等の場面で自動車運転免許証の写しの交付を求められることはよくあることであり、それが不正利用される可能性が高いといえば、これが違法行為に用いられる可能性があると認識すべき義務があったとはいえない。そうであるとすると、被告[D]には、本件詐欺の一部を帮助したと評価される行為はなく、被告[D]が自己名義の口座が本件詐欺に用いられたことを全く知らなかったのであるから何らの故意はなく、自動車運転免許証の写しの交付について違法行為に用いられる可能性があると認識すべき義務はないのであるから、この点について過失もない。

(3) 被告[D]口座の開設の際の申込書の筆跡は被告[D]のものではない。被告[D]は、金融機関から被告[D]に送付された口座開設に関する資料を転送していた可能性が高いが、被告[D]の自宅ではインターネットに接続することができず、大和ネクスト銀行のネットバンキングの手続についても知らなか

つたから、口座開設をインターネットで申し込んだ場合、取引カードが簡易書留で郵送されることを知らなかつた。自分宛に来た郵便物を転送する内職の仕事をしていただけの被告[D]は、転送先の人物が転送した書類を自分になりすまして用いる可能性があることを認識しておらず、そのような可能性を認識し得た客観的事情はなかつた。

したがつて、被告[D]には過失はない。

(4) 原告は、交付者になりますまして自動車運転免許証を用いる可能性があることを認識し得たかどうかを問題とするが、本人確認のために自動車運転免許証の写しを求められる場面は少なくないのであり、これらの場面で自動車運転免許証の写しの交付を受けた者が、交付者になります可能性はないといえないのであるから、原告の主張を前提とすると、自動車運転免許証の写しを交付すること自体が過失となりかねない。過失責任主義の観点からは、交付した書類や転送した書類が犯罪行為等に悪用されることを予見していたかどうかを基準とすべきである。

(被告[E]の主張)

- (1) 被告[E]には、本件詐欺について故意又は過失がない。
- (2) 被告[E]の認識している事実経緯は次のようなものである。

ア 被告[E]は、東日本大震災発生後に、被災したペットの救済のために何かしたいと考えていたところ、訴外松橋④と名乗る人物（前記訴外松橋と同一人物かは不明であるので、以下「訴外④」という。）が立ち上げた被災地のために何かできないかを話し合うチャット（掲示板と異なり、実際の会話のように短い文章をリアルタイムにやり取りするコミュニケーションツール）を発見し、それに参加するようになり、被災地に残されたペットのために何ができるかについてのやり取りをしていた。

イ その後、同チャットの参加者の間で携帯電話の番号を交換し、被告[E]と訴外④は携帯電話で連絡を取るようになった。被告[E]は、膝を痛めた



ので、自宅の二階にあるパソコンのところに行けなくなり、チャットの状況は訴外④からのみ知らされるようになっていたところ、訴外④から、そろそろ実際の活動に移った方がいいので、団体を立ち上げ、その代表に被告Eが就任するように要請され、訴外④が作成したと思われる、「[]△△△」という名称の団体の規約が被告Eに送付された。

ウ 被告Eは、訴外④から、前記「△△△」の活動として、被災地への寄付及び被災地への経済的支援があり、そのために寄付を募ったり、集まった寄付金を被災地に送金するための口座が必要であると言われ、「[]△△△」の代表者として、「△△△」名義の通常貯金口座を開設した。

被告Eは、多忙であったことから「△△△」の活動を続けるのは難しいと考えるようになり、訴外④に代表者を辞したいと申し出たところ、訴外④は二度にわたって被告Eを慰留したものの、最終的にこれを了承し、被告Eは、訴外④に「△△△」名義の口座の通帳を郵送した。

(3) 以上の経緯から明らかなどおり、被告Eには、本件詐欺を帮助する故意はない。

また、被告Eとしては、訴外④のことを、ともに被災地支援を行うメンバーと認識しており、代表変更手続をしてもらうために貯金口座を訴外④に交付したのであり、本件詐欺に協力するために交付したものではないから、交付相手である訴外④に、貯金口座等を交付者になりすまして用いる可能性があることを認識し得なかった。

したがって、被告Eには過失は認められない。

(被告Fの主張)

被告Fは、金融屋に返済の代わりに口座で解決しないかと要求されて応じてしまっただけであり、本件については全く心当たりがない。

2 本件詐欺の全体について共同不法行為が成立するか

(原告の主張)

被告らの本件各振込みに用いられた口座は、訴外アマンが共同して管理しており、被告ら名義の口座間での送金があることや、同一の者が複数の被告ら名義の口座に入金をしていることからすれば、被告らが、各自で自己名義の口座を提供することで訴外アマンの本件詐欺を帮助していたのであり、本件詐欺の全体について客観的な関連共同性が認められ、共同不法行為が成立する。

(被告 A の主張)

仮に被告 A に過失が認められるとしても、過失により故意犯である詐欺行為が帮助されることはあり得ず、共同不法行為となることは法構造上あり得ないというべきである。

(被告 B の主張)

仮に被告 B が責任を負うとしても、被告 B の行為は、他の被告らと関連共同性があるとはいえず、共同不法行為となるものではないので、その責任は、被告 B 口座に振り込まれた金額に限定されるべきである。

(被告 C2 らの主張)

仮に亡 C1 について不法行為の要件を充足するとしても、亡 C1 は、その他の被告らとは意思の連絡をとったことも、他の被告の犯罪行為の遂行を容易にしたこともないから、本件詐欺の全体について共同不法行為は成立しない。

(被告 D の主張)

本件詐欺において、被告 D は、被告 D 以外の被告らの名義の預金口座に関して何らの関与もしておらず、原告の主張する被告 D の帮助行為と、原告が他の被告ら名義の口座に送金した金錢に相当する損害との間に因果関係はないから、本件詐欺の全体について共同不法行為は成立しない。

(被告 E の主張)

被告 E は、△△△ の代表者の地位を辞したことに伴い、△△△ □ 名義の通常貯金口座における代表者変更手続をしてもらうため、同通帳を訴外④に交付しただけであり、被告 E 口座の存在が、他の被告ら名義の口座へ

の原告による本件各振込みを容易にしたものではなく、被告 E の行為と因果関係のある原告の損害は、△△△ 名義の貯金口座に振り込まれた 54 万円のみであるから、本件詐欺全体について共同不法行為は成立しない。

3 原告による本件各振込みが不法原因給付か

(被告 C2 らの主張)

原告の主張によれば、原告は、訴外アマンから、九十九グループなる組織が、夢ロトくんと呼ばれる当選番号を決定する機械を不正に操作することにより地方自治体に対し欺罔行為を行い、原告に当選金を交付させることを前提として、その情報料を支払うこととなっていたというのであるから、原告は九十九グループによる詐欺罪の共同正犯又は帮助犯となる余地がある行為をしていったこととなる。このように原告は自らが犯罪行為を実行するために訴外アマンを通じて情報料を支払っていたのであるから、民法 708 条の不法原因給付に該当する。したがって、原告は、情報料の不当利得返還請求をすることができず、また、同条の類推適用により、不法行為に基づく損害賠償を請求することもできない。

(原告の主張)

争う。

そもそも訴外アマンを名乗る者の話自体が虚偽であり、実際に詐欺罪の共同正犯又は帮助犯は成立し得ないのであるから、不法原因給付とはならず、民法 708 条を類推適用することもできない。

4 過失相殺の可否及びその割合

(被告らの主張)

(1) 被告 A の主張

仮に、被告 A に過失の帮助行為が認められるとしても、大幅に過失相殺がされるべきである。

事前にロト 6 の当選番号を教えてもらえるなど、あり得ない話である上、

原告は、商人であり、登記簿を取れば訴外アマンが存在しないこともわかつたはずである。原告が聞いていた訴外アマンの関係者の中に被告[A]はおらず、また、訴外アマンは法人とされていたのであるから、被告[A]口座に振り込むことについて、原告は疑問を持って当然であった。

(2) 被告[C2]らの主張

仮に亡[C1]が何らかの不法行為責任を負うとしても、以下のとおり、原告にも過失があり、それが極めて大きいことからすれば、9割以上の過失相殺がされるべきである。

ア 原告の過失

(ア) 原告は昭和[]年生まれの男性で働き盛りで、[]の自営業者であり、その判断能力は通常人よりも高いと推察されるにもかかわらず、世間的によく知られているロト6予想詐欺に引っ掛かった。

(イ) ロト6予想詐欺についてはほぼ毎日ニュースを賑わしており、「アマン」「ロト6」といった語句についてインターネットで検索をかければ、当該会社が詐欺行為を行っていることは容易に判明したにもかかわらず、原告は、九十九グループなる組織が、夢ロトくんを不正操作できるといった社会常識では考えられない話を軽信した。

(ウ) 原告は、自己の手持ち資金が尽きた後にも、消費者金融から借入れをしてまで送金をしているが、自己資金が尽きた時点で詐欺に遭っていることに気付くべきであった。

(エ) 原告は、アマンの従業員による「原告さんが46口も同じ数字を購入したので、不審に思った売り場の担当者から連絡があったため、今回はわざと違う番号を当選させた」などという不合理な言辞を信じ続けた。しかも、訴外アマンからのメールには「購入口数に指定は御座いません」などと明確に記載されていたのであるから、この時点で詐欺であると気付くべきであった。

(オ) 原告は、「システムエラーがあった」「会員が不正行為を行った」「次回こそは本当に当選する番号を教える」といった合理性のない説明を軽々に信じた。

イ 亡[C1]の過失

亡[C1]に過失があるとしても、亡[C1]がしたことは、それ自体が不法行為を構成するか疑問のある本人確認書類の送付と郵便物の転送行為のみである。亡[C1]は、10代の頃から引きこもりをしており、7年前に母親が亡くなるまで親元で一緒に農業をして暮らしていて、社会に出たことはなく、抑うつ症にかかっていた。しかも、亡[C1]は、訴外松橋②に騙されているのではないかと気付くや、自己名義で開設された口座を解約し、警察にも情報提供している。以上からすれば、亡[C1]の過失は小さい。

(3) 被告[D]の主張

仮に、被告[D]が何らかの不法行為責任を負うとしても、以下のとおり、原告にも過失があるので、相応の過失相殺がされるべきである。

ア 原告は、[]を営んでおり、日頃商取引に従事している者であるが、ロト6の当選番号情報の提供というまずあり得ない、訴外アマンの勧誘を軽々に信用し、その提供を受けるため合計620万1000円という大金を送金した。

イ 原告は、10万1000円を送金した時点で、もう金がなかったにも関わらず、消費者金融から借入れをしてまで、多数回にわたって振込みを続けた。

ウ 被告[D]は、知らない間に自己名義の銀行口座を開設されていた。

(4) 被告[E]の主張

仮に、被告[E]が何らかの不法行為責任を負うとしても、以下のとおり、原告にも相応の過失があるので、過失相殺がされるべきである。

ア ロト6の当選番号を教えるというのは典型的な詐欺の手口であるにもか

かわらず、原告は、それが詐欺であることに一切の疑念を抱かなかった。

イ 原告は、九十九グループなる組織が存在し、当選番号を決める機械を作成しているなどという説明を軽信した。

ウ 原告は、本件各振込みを行う段になつても、訴外アマンや九十九グループとの関係等について調査せず、電話による面接などという不可解な面接方法についても一切疑念を持たなかつた。

エ 原告は、本件各振込みについて、訴外アマンと関係のない、しかも複数の個人名義の口座に支払うように指示されたにも関わらず、何らの疑念も持たずに入金額を620万1000円もの大金を振り込んだ。また、△△△名義の口座と訴外アマンに関連性があるとは到底考えられないにもかかわらず、何らの疑問も持たずに入金額を△△△名義の口座に金員を振り込んだ。

オ 原告は、自己の蓄えが尽きるや、訴外アマンの指示により、消費者金融会社から借り入れをしてまで、本件各振込みを行つた。

カ 原告は、訴外アマンから教えられた当選番号が実際の当選番号と違った際に、「原告が46口も同じ数字を購入したので、今回はわざと違う番号を当選させた」などと告げられたというが、ロト6において当選番号を人為的に変更するなどということは、一般人において到底信じないにもかかわらず、そのような説明を信じ、さらに、「システムエラーがあった」「会員が不正行為を行つた」「次回こそは本当に当選する番号を教える」となどと告げられて、これらの説明に何らの疑念を抱かずに安易に信用して大金を振り込んだ。

(原告の主張)

争う。

訴外アマンは、原告のような宝くじに興味のある被害者予備軍となるような者を網羅的に取り込むためにウェブサイトを作成し、手当たり次第に電子メー

ルを送付し、当該ウェブサイトへの誘引を行っていたものであり、本件詐欺は、原告の性質につけ込み、むしろそのような性質を利用して行われた詐欺である。被告らのように、自己名義の銀行口座等を第三者に使用させたという行為の反社会性に比べれば、原告に相殺されるべき過失があるとはいえない。

第5 当裁判所の判断

1 争点1（被告らの原告に対する故意又は過失による帮助の成否）について

(1) 被告[A]、被告[B]、亡[C1]及び被告[D]（以下「被告[A]ら」という。）について

ア 証拠（末尾に掲記のもの。）及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

(ア) 被告[A]について

被告[A]は、平成24年9月より前に、自宅のポストに、簡単な内職である旨記載されたチラシ又は葉書が入れられていたことから、その連絡先に電話したところ、男性から、送られてくる封筒をそのまま開封することなく送付する仕事であり、始めるためには、身分証明書の写しを送付する必要があるとの説明を受けた。そこで、被告[A]は、自動車運転免許証の写しを指定された住所に送付した。また、被告[A]は、その男性に、内職の報酬を入金するための銀行口座の番号を教えた。しばらくすると、被告[A]宛の封筒が届いたので、被告[A]が、教えられた宛先に送付したところ、被告[A]の銀行口座に5000円が振り込まれた。最初は、ポストに投函されていた封筒を転送していたが、その後、郵便配達員に受領確認の押印をした上で受領する封筒も受け取り、転送するようになった。内職の報酬は、個人名で振り込まれ、総額5万8000円を受け取ったが、次第にこの内職はおかしいのではないかと思うようになり、思い切って被告[A]宛に届いた封筒を開封したところ、銀行の申込書のようなものだったので、怖くなつて内職を辞めるとの連絡を

入れた。

被告[A]は、本件[A]口座を自ら開設したものではない。同口座の開設の際の申込書に記載された筆跡は、被告[A]によるものではなく、記載された勤務先も実際とは違っている。

(被告[A]本人、乙イ1~4)

(イ) 被告[B]について

被告[B]は、被告[B]口座の開設を自ら申し込んでおらず、被告[B]口座の開設の際の申込書の文字も被告[B]のものではない。被告[B]口座の開設の際の申込書には、被告[B]の住民基本台帳カードの写しが添付されていたが、被告[B]は、訴外松橋①に住民基本台帳カードの写しを送付したことがあり、また、訴外松橋①に言われて、自分宛の郵便物を訴外松橋①の指示した住所に転送したことがある。

なお、被告[B]は、遅くとも平成24年11月頃には訴外松橋①と知り合い、口座を売ってもらいたいなどと言われ、転売目的を秘して自己名義の銀行預金口座（被告[B]口座ではない。）を開設したり、訴外松橋①の指示に従って偽造された障害者手帳を利用して携帯電話を詐取しようとするなどしたとして起訴され、平成26年4月23日、[]裁判所において、[]の有罪判決を受けた。

(被告[B]本人、甲9の2、乙ハ1~18)

(ウ) 亡[C1]について

亡[C1]は、平成24年10月中頃に、内職募集の葉書を見て、自分に也可能かかもしれないと考え、葉書に担当者として記載されていた訴外松橋②に架電した。その際に、訴外松橋②から、イオンなどから送られてきた郵便物を訴外松橋②が指定する住所宛に転送する仕事であること、1件当たりの報酬は1000円から3000円であること、封を切らずに転送することが条件であること、内職に応募するには本人確認が必要

となるので自動車運転免許証又は住民基本台帳カードの写しの提出が必要であることを聞き、亡 C1 は、ダイレクトメールやポイントカードのようなものを転送するだけで問題ないものであると理解した。亡 C1 は、その後、大和証券、楽天銀行、住信 S B I ネット銀行などから簡易書留で自宅に送付された封筒を、レターパックに入れて指定された住所に転送し、報酬として、2万1770円の振込みを受けた。その後、あおぞら銀行からの郵便物が簡易書留で届き、亡 C1 は、不安になって開封してみたところ、取引カードが入っており、イオンの郵便物も開封してみたところ、キャッシングカードが入っていたことから、驚いて転送するのを止め、記憶に残っている銀行に連絡をして口座の解約や口座凍結の手続を依頼したが、亡 C1 口座については、解約手続はしなかった。亡 C1 □ は、訴外松橋②に対し、銀行口座を解約等したことを説明し、報酬として振込みを受けた金員の返還を申し出るとともに、□ 警察署に届け出た。

亡 C1 口座の開設のための申込書の亡 C1 名の氏名の筆跡は亡 C1 のものではない。

(C2 証人、甲 9 の 3、乙ニ 8、乙ニ 9)

(エ) 被告 D について

被告 D は、平成 24 年の年末、生活費に困りいわゆるヤミ金融からの借入金で生活していたが、同年秋頃に届いた葉書に内職の勧誘があつたことを思い出し、その葉書に記載された電話番号に架電した。電話には松橋と名乗る人物が対応し（以下「訴外松橋③」という。），内職の内容は、送られてきた郵便物を開封せずに指定された住所に転送するものであり、報酬は 1 件につき 5000 円であると説明した。被告 D は、内職をすることとし、内職を始めるに際して、訴外松橋③の指示を受けて自動車運転免許証の写しを送付した。その後、被告 D の自宅に郵便

物が届くようになり、それを訴外松橋③の指定する住所に転送したところ；被告[D]の預金口座に個人名で報酬が入金された。その後、転送しても報酬が入金されなくなったので、内職を止めた。

被告[D]口座の開設の際の申込書の被告[D]の氏名の文字は、被告[D]のものではない。

(被告[D]本人、甲9の4、乙ホ3、乙ホ4)

イ 以上の認定事実のとおり、被告[A]ら名義の預金口座が本件詐欺に供された経緯については、細部には多少の違いがあるものの、大要次のようなものであるといえる。

(ア) 被告[A]らは、簡単な内職があるという葉書等を見てそれに応募し、その際に、被告[A]らの本人確認書類等を送付した。

(イ) 内職の内容は、被告[A]ら宛に届いた郵便物を別の場所に転送するというものであり、被告[A]らは、電話で指示を受けた場所に、送られてきた郵便物を転送し、転送行為について報酬が支払われた。

(ウ) 本件詐欺に用いられた被告[A]ら名義の預金口座開設の申込書類の被告[A]らの署名は、いずれも被告[A]らが記載したものではない。

本件詐欺は、訴外アマンらによる欺罔行為に基づいて原告が被告ら口座に振り込むことにより成立しており、被告ら口座の存在は本件詐欺の成立に不可欠のものであるところ、被告[A]らの上記一連の行為は、本人確認書類等を第三者に提供することにより第三者による被告[A]ら名義の銀行口座開設手続を可能とさせ、送付された書類を転送することにより金融機関が第三者による口座開設を避けるため、名義人本人へキャッシュカード等を郵送することを無意味なものとして、第三者が被告[A]ら名義の口座を開設することを可能にさせるものであるから、本件詐欺の帮助行為に該当する。

ウ そこで、被告[A]らに過失があるかどうか検討する。

被告[A]らが、内職のために必要であると説明されて本人確認書類等を送付し、届いた郵便物を別の場所に転送するという内職をしているものと考えたことは、前記認定のとおりである。したがって、被告[A]らが、金融機関における被告[A]ら名義の口座開設手続の帮助をしていることの認識を有していたと認めることはできない。このことは、転送している封書が銀行口座に関連するものであることに気が付いた被告[A]や亡[C1]がその後の転送作業を中止していることからも明らかである。

しかしながら、被告[A]らは、自ら押印の上受領する必要のある書留郵便を含む、自己宛に送付される郵便物を指定された住所に転送していたものであるところ、これはその依頼者が何らかの事情により自らの住所を使用できない手続のためであることは明らかである。また、その報酬は、求められる作業に比して相当に高額なものであったことも明らかである。そうすると、被告[A]らは、自らの行為が何らかの違法行為に使われている可能性が高いことを容易に知り得たというべきであり、それにもかかわらず、報酬を得るために転送を続け、その結果として被告[A]ら名義の預金口座が開設され、それが本件詐欺の用に供されたのであるから、被告[A]らには過失があるというべきである。

エ 以上のように、被告[A]らについては、本件詐欺について過失による帮助が成立する。

(2) 被告[E]について

ア 証拠（被告[E]本人、甲12、乙へ2）及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。なお、原告は、被告[E]が述べる以下の経緯については信用できないと主張するが、被告[E]本人の供述内容は、被告[E]口座が他の被告らと異なり団体会長名で開設されていること、口座開設にして団体の規約が作成され、提出されていることなどの客観的な事実とも合致しており、合理的であるから、信用性に欠けるところはなく、また、

他に以下の事実認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

- (ア) 被告[E]は、東日本大震災で被災した犬や猫といったペットの救済をしたいと考え、インターネットで掲示板等を見ていたところ、平成24年5月末から6月頃に、被災地のために何かできないかを考えて話し合うためのチャットを発見し、参加することとした。チャットの開設者は松橋（訴外④のことである。）と名乗っていた。そのチャットでは、実際に被災地に赴くなどしてペットを保護することは大変であるが、寄付をする、ペットの里親を探すといった支援ができないかといった意見交換がされていた。
- (イ) 平成24年7月頃、訴外④が、自身の携帯電話番号をチャットに投稿したため、被告[E]は、訴外④と携帯電話の電話番号及びメールアドレスを交換した。平成24年9月から10月頃、訴外④が、団体を立ち上げることを示唆する投稿をチャットにしたが、被告[E]は、同月頃に膝を痛め、階段の昇降が不自由となったため、自宅2階に置いてあったパソコンによってインターネットに接続することがなくなり、チャットに参加しなくなった。訴外④は、被告[E]がチャットに参加しなくなったのを心配する内容のメールを被告[E]に送り、被災地支援のための団体を立ち上げたら参加してもらいたい旨を伝え、これに対し、被告[E]は、膝を痛めたので、事務作業のみであれば構わないと答えた。
- (ウ) その後、訴外④と被告[E]はメールや電話で連絡を取り合っていたところ、平成24年10月末から11月初旬頃に、訴外④から被告[E]に連絡があり、ボランティア団体かサークルのような形式で組織を立ち上げことになったと伝えられた。その後、訴外④は、規約ができたと被告[E]に伝え、被告[E]に会長になってもらいたいと打診し、これに対し、被告[E]は、訴外④がやるべきであると答えたところ、訴外④は、被告[E]に対し、「僕は現地に行ったりするなど実際の活動をしたいと

考えており、自分は責任者にはならない」「Eさんは僕より年長だし、(団体は)被災地のペット救済が活動内容だから、犬と猫両方を飼っていて、どちらもよく知っているEさんに会長になってほしい。以前Eさんは事務方で手伝うと言ってくれていたので」などと説得した。被告Eは、少し考えたいし、他の人にあたって欲しいと答えたが、その約5日後、訴外④から電話を受け、再度、説得を受けたため、自身が会長となることで団体が設立され、活動が前に進むのであればいいだろうと考えて、賛同者や参加者の集まりがあれば改めて会長となる者を募つて欲しいと伝えた上で、会長に就任することを承諾した。

(イ)訴外④は、平成24年12月初旬頃、被告Eに規約を送付した。規約には、団体名が「△△△」とされており、会計として、被告Eの自宅の周辺の住所の記載がある「□□□」という人物の名前が書かれていた。これについては訴外④は、何かあった時に困ると思い、被告Eの自宅の近くに住んでいる者を会計としたと説明した。訴外④は、同月中旬頃、被告Eに対し、電話で、今後はホームページなどで寄付金を募りたいと考えており、入出金を明確にしなくてはならないので、どの金融機関でもいいので、口座を作ってもらいたい、ゆうちょ銀行でもいいが、同月中に作ってもらいたいと依頼した。被告Eは、同月には多忙であったので口座を開設できず、同月30日頃、多忙であるので、会長を辞したいと訴外④に伝えたところ、訴外④は、1月に集まりをするので、それまでは辞めないで欲しいなどと述べた上で、12月中に口座を開設できたかを確認し、年明けすぐに口座を開設してもらいたいと依頼した。

(オ)被告Eは、平成25年1月8日、ゆうちょ銀行において、被告E口座を開設し、同月15日頃、訴外④に電話をして、口座開設を報告した上で、会長を辞したいと伝えた。訴外④は、被告Eが会長を辞する

のを慰留したが、被告[E]が応じなかつたところ、訴外④は、改めて被告[E]に架電し、会長職が代わるにあたつて、口座の名義も変更しなくてはならないので、忙しいようであれば通帳を訴外④に送付するように指示した。被告[E]は、会計担当者が被告[E]の近所に住んでいるのであれば、その者に届けると言つたが、訴外④は、自分に送付するようにとの指示を繰り返したため、被告[E]は、訴外④に被告[E]口座の通帳を送付した。

イ 以上の事実を前提として検討するに、まず、被告[E]は、開設した口座の通帳を訴外④に送付しており、同口座が本件詐欺に供されている点で、客観的には本件詐欺の実現を容易にする行為をしているものと認められる。

そこで、被告[E]に過失があるかについて検討する。

被告[E]が、訴外④からの強い会長就任要請を受けて、被災地におけるペットの救助等を目的とした△△△という団体（以下「△△△」）のために、会長としてゆうちょ銀行における口座を開設したことは前記認定のとおりであり、この段階でこれが何らかの違法行為に用いられる可能性があると認識することを予測することは困難であったというべきである。また、訴外④は、△△△の活動について、膝を痛めたため事務方としてのバックアップしかできないと言つていた被告[E]に対し、巧みに△△△の会長就任を持ちかけ、被告[E]に被告[E]口座を開設させた後にも、被告[E]が会長を辞するというのを慰留するなど、あたかも真摯に被災地におけるペットの救護活動等を推進するような言辞をしており、被告[E]が、訴外④が真剣に△△△の活動を続けるものであると信じたとしても不自然ではなく、そのような状況下で、新しい会長への名義変更等の諸手続は訴外④でやる方が簡便であるという訴外④の言葉を信じて、被告[E]口座の通帳を交付したことについては、やや軽率なところはあったにせよ、本件詐欺の帮助について過失があつたと

までいふことはできない。

したがつて、被告[E]については、本件詐欺の帮助をすることについての過失がなく、不法行為は成立しない。

(3) 被告[F]及び被告[G]について

被告[F]及び被告[G]（以下「被告[F]ら」という。）については、被告[F]は答弁書は提出したものの、具体的な立証活動を行っていないこと、被告[G]は公示送達となっていることから、被告[F]口座や被告[G]口座がどのような経緯で開設されたのか、また、それについて被告[F]らが具体的にどのように関与したのかについてはいずれも不明である。しかし、被告[F]ら口座の開設には、被告[F]らの自動車運転免許証や住民基本台帳カードの写しが用いられているところ、自動車運転免許証や住民基本台帳カードの写しは、通常は本人確認のために用いられるものであり、その写しが利用されて銀行やゆうちょ銀行における口座（以下「銀行預金等口座」という。）が開設されている場合には、当該本人確認書類の名義人がこれに關与していることが推認される。また、銀行預金等口座の開設の際に、キャッシュカード等がその名義人の住所地に郵送されるのが通常であり、仮に第三者が名義人の本人確認書類等を用いて銀行預金等口座の開設を申し込んでも、名義人の住所地で郵便物を受領できなければキャッシュカード等を入手することは困難であるから、銀行預金等口座を開設し、キャッシュカード等が利用できる状態になっているとすれば、その過程において、銀行預金等口座の名義人が開設に關与していることが推認される。これを本件についてみると、被告[F]らの本人確認書類が被告[F]ら名義の口座開設に使用されており、それらの口座が本件詐欺に使用されたのであるから、被告[F]らがそれらの口座の開設に關与したことが推認される。そうすると、被告[F]らにおいて、少なくとも過失によって本件詐欺を帮助したことが認められるというべきである。

2 争点2（本件詐欺の全体について共同不法行為が成立するか）について

この点、原告は、被告Eを除く被告ら（以下で「被告ら」と記載した場合には、被告Eを除く被告らのことを意味する。）が、各自で自己名義の口座を提供することで訴外アマンによる本件詐欺全体を帮助していたのであるから、本件詐欺全体について共同不法行為が成立すると主張する。

しかしながら、本件詐欺は、訴外アマンが原告を欺罔して、被告ら名義の口座に順次振込みを行わせたというものであるところ、被告らが過失により訴外アマンの故意による本件詐欺の実行を容易にしている範囲は、被告ら名義の口座に個々に原告が振り込んだ金額の限度である。確かに、原告が欺罔され続け、複数回にわたって振込みを行ったため、被告ら名義の口座を含む多数の口座が本件詐欺に用いられることとなつたが、本件詐欺は、原告の各振込みについて個々に見れば、各振込み毎に完結しているのであるから、個々の被告らの過失による帮助は、被告らの個々の口座が用いられた振込みの限度で訴外アマンの行為と関連共同性を有するにとどまり、本件詐欺の全体について共同不法行為が成立するものと認めることはできない。

3 争点3（原告による本件各振込みが不法原因給付か）について

被告C2らは、原告による被告ら名義の口座への振込みは、ロト6の当選番号を決定する機械を不正に操作させることにより、地方自治体に対し欺罔行為を行い、原告に当選金を交付させるという不法行為を前提とした情報料の支払であるから、不法原因給付に当たると主張する。

しかしながら、実際にロト6の当選番号を決定する機械の不正操作があったことを認めるに足りる証拠はなく、不法原因給付の前提となる不法な行為があつたとは認められない。また、原告は、ロト6の当選番号に関する情報を得ることができると欺罔されて被告ら名義の口座への振込みを行つたというものであり、仮に不法性を帯びるとしても、その程度は原告を欺罔した訴外アマンに比して極めて弱いというべきである。そうすると、原告による被告ら口座に対

する振込みが不法原因給付に当たるということはできず、またこれを類推適用することもできない。

したがって、この点に関する被告C2の主張は採用できない。

4 爭点4（過失相殺の可否及びその割合）について

(1) まず原告の過失について検討する。前記前提事実、証拠（原告に対する本人尋問の結果、甲4、末尾掲記のもの。）及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 原告は、昭和□年生まれの男性で、自営で□をしている者である。

イ 原告は、平成25年1月頃、訴外アマンより、ロト6の当選番号情報を教える、いろいろな人が儲けている、確率が良いなどと記載された広告メールを受信して関心を持ち、そのメールに記載されていたホームページにアクセスし会員登録を行ったところ、吉田□と名乗る人物（以下「訴外吉田」という。）から電話があった。訴外吉田は、原告に対し、ロト6を購入したことがあるか、いつ頃から始めたのかなどと質問し、原告が、発売当初からロト6は購入していたと回答したところ、訴外吉田は、無料情報を得るには会員登録が必要であり、会員登録費として1000円を支払う必要があると述べ、被告A口座に同額を振り込むように指示した。原告は、被告Aが何者かを聞いたところ、訴外吉田は、被告Aは訴外アマンの役員であり、税金対策のために被告Aの口座を利用するのであると答えた。そこで、原告は、同月15日に被告A口座に会員費1000円を振り込んだ（甲2の1）。

ウ その後、訴外吉田は、原告に対し、電話で、電話での面接に通れば有料ではあるが、より確率の高い情報を得ることができる、ただし、その場合にはロト6の当選番号を決める機械である「夢ロトくん」の操作を行っている九十九グループに対し、情報料として当選金額の3割を支払わないと

いけない、ロト6には1から43の数字があるが、それは43件の情報元があるからであり、そのうちの1件が九十九グループである、1等や2等が当たる口数が少ない理由は、銀行の役員や政治家の退職金等に使われているためであると説明した。その上で、吉田は、面接に通れば有料情報ではあるが、確実に当選金が得られると述べ、面接を受けられる推薦枠には6人しか入れず、吉田は1人しか推薦できないが原告を推薦したいなどと言つたことから、これを信じた原告は面接を受けることとした。また、この頃、原告が訴外吉田に電話をしたところ、別の者が電話に出て、かつて訴外アマンの会員であったところ、ロト6の2等賞に当選したことがあり、そのまま訴外アマンの社員になってしまった旨の話をした。

エ　原告は、面接を受けるには、審査が必要であるとして、自動車運転免許証のコピーと当選金を得た場合の使途や夢を記載してファックスするよう指示を受け、それらをファックス送信した（甲3）。その後、面接官の飯島部長（以下「訴外飯島」という。）と名乗る人物から原告に電話があり、前記ファックスで送信した内容等について質問を受けた。また、訴外飯島は、原告に対し、当選金を獲得したら、更にその当選額を運用して増やしてもらいたいので、ファイナンシャルプランナーと話してもらいたい、当選金が増えていったら社会福祉などの寄附にまた協力をお願いするかもしれないなどと述べた。

オ　その後、訴外飯島から、原告に対し、面接に通ったとの連絡があり、訴外吉田に連絡するように指示されたことから、原告が訴外吉田に架電したところ、訴外吉田は、有料情報を得るには200万円が必要であると述べた。これに対し、原告は200万円も支払うことはできないと答え、調達可能な額10万円を振り込むこととし、同月22日、10万円を訴外□H□名義の口座に振り込んだ（甲2の2）。

カ　その後、原告は訴外吉田から電話を受け、10万円では足りないので、

あと150万円何とかならないかと言われた。原告が、150万円も工面できないと答えると、訴外吉田は、ファイナンシャルプランナーの者に資金調達方法を教えてもらうように指示し。原告が、紹介されたファイナンシャルプランナーに架電すると、消費者金融から借り入れるように指示され、消費者金融における借入手続について説明された。そこで、原告は、消費者金融から150万円を借り、同月25日、被告B口座に100万円を、亡C1口座に50万円をそれぞれ振り込んだ（甲2の3、甲2の4）。

キ 原告は、訴外アマンから当選番号とされる番号を伝えられ、その番号のロト6を46口購入したが、当選せず、訴外アマンの役員と名乗る者から電話があり、外れたと伝えられ、また、訴外吉田からは、原告が46口も同じ番号を購入したのがおかしいと販売員が連絡をしたので、わざと外したのであると伝えられた。訴外吉田は丁寧に謝った上で、次は当選させるので、機械の操作費用や立会人の口止め料として、追加の情報料を支払うように原告に伝えた。

ク 原告は、訴外吉田の説明を信じ、親から借り入れたり、自己の商売の売上金を利用するなどして、追加の情報料として、同年2月1日に亡C1口座に100万円、同月6日に被告D口座に30万円、同月13日に被告E口座に54万円及び被告F口座に50万円、同月22日に被告G口座に91万円、同年3月7日に訴外I名義の口座に50万円及び訴外J名義の口座に85万円をそれぞれ振り込んだ（甲2の5～2の11）。

その間も、原告は、訴外アマンからロト6の当選番号情報を聞き、その番号のロト6を購入していたが、いずれも当選せず、訴外アマンは、その理由として、システムエラーがあった、会員が不正行為を行ったなどと説明した。

ケ 原告は、同年4月22日以降、訴外アマンと連絡が取れなくなった。

(3) 以上の事実からすると、原告は、ロト6の当選番号を教えるという一般的にあり得ない訴外アマンの話を軽信し、その間に一度も当選情報を得られなかつたにもかかわらず、指示されるままに消費者金融から借入れをしてまで会員登録料あるいは情報料の名目で2か月弱の間に合計11回にわたり、総額620万1000円もの金額を個人名義の口座に振込送金したものであるところ、原告には、この間、何度も訴外アマンに不審を感じる機会があり、また、訴外アマンやロト6について調査するなどして訴外アマンの述べていることが極めて不合理であることを知って、また、それ以上の資金投入を中止して、警察等に相談することもできたというべきである。それにもかかわらず、原告は、漫然と、訴外アマンに言われるままに、何らの成果も出せない状況下で振込送金を続けたものであるから、その過失は相当大きいと評価せざるを得ない。

(4) 他方、被告A₁らは、前記のとおり、内職に応募し、郵便物の転送をしていたものであるが、作業内容に比して報酬が高すぎることや、その内職の内容に照らせば、それが何らかの違法行為に利用される危険性のあることであることについて容易に認識し得たというべきである。

(5) そして、原告と被告A₁の間については、前記原告及び被告A₁の過失に加え、被告A₁口座が利用されたのが、訴外アマンの詐欺の最初の段階であり、原告が訴外アマンに不審を抱く機会がいまだ少なかったこと、その他本件における一切の事情を考慮すると、5割の過失相殺をするのが相当である。

(6) 次に、原告と被告B₁、亡C₁及び被告D₁については、原告は、電話による面接を受け、消費者金融からの借入れまでした上で各振込みを行ったというのでありその過失の程度は相当重く、これに対する被告B₁、亡C₁及び被告D₁の過失は相対的に小さいこと、その他本件における一切の事情を

考慮すると、7割の過失相殺をするのが相当である。

(7) また、被告Fらについては、被告Fら名義の口座の開設への関与の程度等の詳細が全く不明であり、過失相殺すべきものということはできない。

5 以上のとおり、被告Eを除く被告らについては、本件詐欺について、個々の被告らの口座に振り込まれた金額について過失による帮助が成立するが、被告ら相互の間では共同不法行為は成立せず、また、被告Aについては、5割の過失相殺が、被告B、被告C2ら及び被告Dについては、7割の過失相殺が、それぞれされるべきである。その上で、各被告について、それぞれ認容されるべき損害賠償額については以下のとおりとなる。

(1) 被告Aについては、被告A口座に振り込まれた1000円が損害となるが、これについては過失相殺により5割を控除すべきであるから、被告A□に対する原告の請求は、過失相殺後の500円に弁護士費用相当額の50円を加えた550円の限度で認めるのが相当である。

(2) 被告Bについては、被告B口座に振り込まれた100万円が損害となるが、これについては過失相殺により7割を控除すべきであるから、被告B□に対する原告の請求は、過失相殺後の30万円に弁護士費用相当額の3万円を加えた33万円の限度で認めるのが相当である。

(3) 被告C2らについては、亡C1口座に振り込まれた合計150万円が損害となるが、これについては過失相殺により7割を控除すべきであるから、被告C2に対する原告の請求は、過失相殺後の45万円に弁護士費用相当額の4万5000円を加えた49万5000円の限度で認めるのが相当である。これを被告C2らの相続分に応じて割り付けると、被告C2、被告C3□、被告C4及び被告C5に対し、それぞれ12万3750円となる。

(4) 被告Dについては、被告D口座に振り込まれた30万円が損害となるが、原告は被告D口座から被害回復分配金として3万6804円（甲2

6) を受け取っているので、この分を30万円から控除した上で、過失相殺によりその7割を控除した7万8958円（小数点以下は切り捨て）に弁護士費用7895円を加えた8万6853円の限度で認めるのが相当である。

(5) 被告Fについては、被告F口座に振り込まれた50万円及びその1割である5万円の弁護士費用相当額が損害となり、被告Fに対する原告の請求は、その合計55万円の限度で認めるのが相当である。

(6) 被告Gについては、被告G口座に振り込まれた91万円及びその1割である9万1000円の弁護士費用相当額が損害となり、被告Gに対する原告の請求は、その合計である100万1000円の限度で認めるのが相当である。

6 よって、主文掲記の限度で、原告の被告E以外の被告らに対する請求は理由があるのでこれを認容することとし、原告の被告Eに対する請求及びその他被告らに対するその余の請求は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判長裁判官 朝 倉 佳 秀

裁判官 渡 邊 達 之 輔

裁判官 大曾根 史洋

これは正本である。

平成 28 年 3 月 23 日

東京地方裁判所民事第 24 部

裁判所書記官 河野 健

